



ともに住み ともに育てる 住まいとまちづくりプラン

埼玉県住生活基本計画

平成19年3月



[はじめに] 住生活基本計画の策定に当たって

本格的な少子高齢社会、人口減少社会の到来を踏まえ、国民の豊かな住生活を実現するため住生活基本法（平成18年6月8日法律第61号）が制定されました。

この法に基づき、国は全国計画を、県は埼玉県住生活基本計画を策定しました。

本計画は、住み手、つくり手・供給者、行政が住まいにおける様々な取り組みを行う場合の役割等を示しています。そして、埼玉から戦略的な住まい・まちづくりを発信することを目指します。

[第1章] 住宅政策の基本的な方針

住宅政策の3つの視点

- ・ 住まいを原点から考える
- ・ 住み手の立場に立って考える
- ・ 住まいを環境から考える

住まいとまちのビジョン

「ともに住み ともに育てる 住まいとまち」

ゆとりと広がりのある田園のよさと都会的な便利さ、人と人とがしっかり結び合ったコミュニティの中で、積極的に住んでみたい、住み続けたいという意志のもと、住み手とつくり手・供給者がともに育てる住まいとまちの実現を目指します。

住宅政策の目標、施策展開、指標

目 標

目標達成に向けた施策展開

目標 1 だれもが安心して安全に暮らせる住まい・まちづくり

高齢社会への対応、安心して子供が育てられる環境づくり、防災性・防犯性の向上などにより、だれもが安心して安全に暮らせることを目指します。

- ア 安心して暮らせるしくみづくり
- イ 安全な住まい・まちづくり
- ウ 高齢者、障害者等が暮らしやすい住まい・まちづくり
- エ 子育てしやすい住まいづくり

目標 2 次世代に継承できる良質で美しい住まい・まちづくり

適切な維持管理や、住み手とつくり手・供給者の協働により、良質な住まいと美しいまちなみを守り育て、次世代に引き継いでいきます。

- ア 良質な住まいの供給と維持・向上
- イ 地域で取り組む美しいまちなみづくり
- ウ 地域に根ざした住文化の創造と継承
- エ 環境にやさしい住まい・まちづくり

目標 3 住み手とつくり手・供給者がともに育む住まい・まちづくり

住み手の多様化するニーズに応じ、つくり手・供給者が新たな住み方を提案できる力のある住宅産業の育成を目指します。

- ア 快適な都市居住の促進
- イ ゆとりある田園居住の促進
- ウ つくり手・供給者の育成と伝統的木造住宅の技の継承
- エ 住宅市場の環境整備
- オ 住まいを支える情報発信

目標 4 住まいのセーフティネットが整った住まい・まちづくり

真に住宅に困窮する人の居住の安定が確保されるよう、賃貸住宅市場全体でセーフティネットの機能向上を目指します。

- ア 賃貸住宅のセーフティネット機能の向上



指 標

<安全な住まい・まちづくりへの対応>

住宅の耐震化率：69%（H15） 90%（H27）

<ユニバーサルデザインへの対応>

バリアフリー化された住宅の戸数：92,000戸（H15） 145,000戸（H23）

住戸外のバリアフリー化率：12%（H15） 25%（H27）

<子育て住まいへの対応>

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率：33%（H15） 50%（H27）

<ゆとりある住まいへの対応>

住宅の利活用期間：約26年（H15） 約36年（H27）

マンション履歴システムの登録件数：420件（H18～H23）

<美しいまちなみの育成への対応>

美しいまちなみ形成に取り組んでいる地域：327地区（H17） 450地区（H23）

<環境問題への配慮>

一定の省エネ対策を講じた住宅ストックの比率：12%（H15） 35%（H27）

<次世代に継承できる住まい・まちづくりへの対応>

住宅に対する総合評価の満足率：57%（H15） U P（H27）

U P：H15の数値を上昇させる

<ともに育む住まいづくりへの対応>

リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合

：2.1%（H11～H15平均） 4.2%（H27）

県産木材を使用した住宅戸数：200戸（H16） 2,000戸（H23）

<住宅市場の環境形成への対応>

新築住宅における住宅性能表示の実施率：17%（H17） 50%（H22）

既存住宅の流通シェア：16%（H15） 23%（H27）

<居住の安定の確保>

最低居住面積水準未満率：4.2%（H15） 早期に解消

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率

：33%（H15） 50%（H27）〔再掲〕

バリアフリー化された住宅の戸数

：92,000戸（H15） 145,000戸（H23）〔再掲〕

〔第3章〕 公営住宅の供給戸数の目標量

	H18～H22（5年間）	H18～H27（10年間）
計画期間における公営住宅の目標量	1万6千戸	3万3千戸
うち県営住宅の目標量	1万1千戸	2万3千戸

公営住宅の供給戸数の目標量：新規建設、建替えなど整備に伴う供給及び既存公営住宅の空家募集を合計したものです。

〔第4章〕 重点供給地域

計画的に良好な住宅・宅地の供給を重点的に図るべき地域を設定します。

	地域数	面積
重点供給地域	324地域	1万5千ha

〔第5章〕 施策の実施に向けて

施策を実施していくためには、住み手、つくり手・供給者、行政が住まいとまちのビジョンを共有し、次のような役割を分担し、連携していく必要があります。

1 住み手：

自らのライフスタイルに合う住まいを選択し、自ら良質な住まいへの維持向上に力を尽くします。

2 つくり手・供給者：

住まいは生活の基礎であり、文化を形成するものです。

住まい・まちづくりに重要な責務を負っているとの認識をもって住宅供給等に取り組みます。

3 行政：

住み手、つくり手・供給者の意見を聞きながら、良質な住まい・まちづくりの実現に向けて、方針・計画を作成し、規制・誘導を図ります。

また、福祉、産業部門などと連携を強化し、社会的セーフティネットの構築を進めます。

